【フロー図】

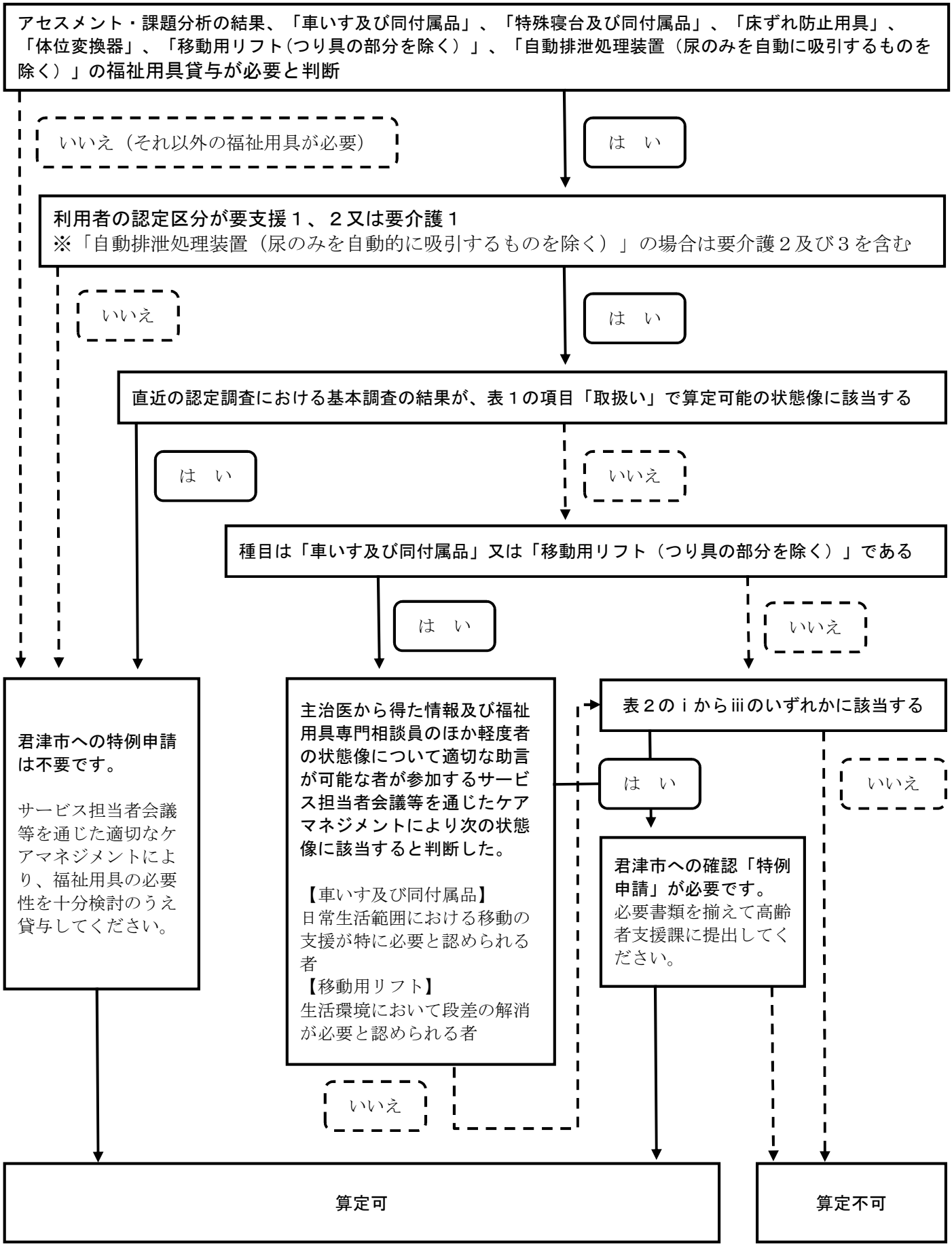
アセスメント・課題分析の結果、「車いす及び同付属品」、「特殊寝台及び同付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く）」、「自動排泄処理装置（尿のみを自動に吸引するものを除く）」の福祉用具貸与が必要と判断
いいえ（それ以外の福祉用具が必要）
は　い
利用者の認定区分が要支援１、２又は要介護１
※「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）」の場合は要介護２及び３を含む
いいえ
は　い
直近の認定調査における基本調査の結果が、表１の項目「取扱い」で算定可能の状態像に該当する
は　い
いいえ
種目は「車いす及び同付属品」又は「移動用リフト（つり具の部分を除く）」である
は　い
いいえ
君津市への特例申請は不要です。
サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具の必要性を十分検討のうえ貸与してください。
主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより次の状態像に該当すると判断した。
【車いす及び同付属品】
日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
【移動用リフト】
生活環境において段差の解消が必要と認められる者
表２のｉからⅲのいずれかに該当する
は　い
いいえ
君津市への確認「特例申請」が必要です。
必要書類を揃えて高齢者支援課に提出してください。
いいえ
算定可
算定不可